

小地域福祉活動支援事業 募集要項

対象事業年度：令和4年度

1 目的

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、柏崎市内の町内会が実施する事業に対して助成を行うことを目的とする。

2 助成対象団体

柏崎市内の町内会

3 助成対象事業

町内会が実施する事業のうち、以下の対象外事業を除く。

【対象外事業】

さいの神、どんど焼き、夏祭り、納涼会、運動会、忘年会、新年会等の、慣例的に実施している町内会事業

4 助成対象外事業

次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 介護保険事業、営利活動、政治活動、宗教活動
- (2) 公的な補助金、あるいは本助成以外からの助成を受けている事業
- (3) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱費、通信費も含む）
- (4) その他、助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

5 助成対象年度

令和4年度事業（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

6 助成基準

(1) 助成額

1事業50,000円を上限とする。

(2) 助成率

総事業費の9割以内で、総事業費の1割以上の自己負担を必要とする。

7 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知する。

なお、複数の団体から申請が重なった場合、過去の助成交付年数を審査基準とし、新規申請団体を優先する。

※ 審査の過程及び内容についての問い合わせには応じられません。

8 応募方法及び助成内定時期

(1) 応募方法

「助成申請書」に所定の必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出。

(2) 申請締切

令和4年5月27日（金）必着

(3) 助成決定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、7月に申請団体に結果を通知する。

9 助成対象団体の責務

(1) 助成交付を受ける団体は、柏崎市共同募金委員会からの依頼に応じて、令和3年6月8日に開催される助成審査委員会にて、団体の活動内容、助成事業の詳細について、助成審査員に対して説明しなければならない。その場合、柏崎市共同募金委員会は、団体に対して助成審査委員会開催1週間前までに参加の依頼文を送付する。

(2) 助成交付を受けた団体は、事業の実施にあたり、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければならない。

(3) 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画・推進しなければならない。

(4) 事業実施終了後1か月以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければならない。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けない。

10 問合せ先

柏崎市共同募金委員会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 Tel 22-1411